

第31号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成31年2月22日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

名称 品川区立障害児者総合支援施設

所在地 東京都品川区南品川三丁目7番7号

2 指定管理者

(1) 福祉型児童発達支援センターおよび訪問系サービス事業所の部分

名称 社会福祉法人ゆうゆう

代表者 理事長 大原 裕介

所在地 北海道石狩郡当別町六軒町70番地18

(2) 障害者生活支援センターの部分

名称 社会福祉法人グロー

代表者 理事長 北岡 賢剛

所在地 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2

(3) 日中活動・短期入所系サービスセンターおよび障害者地域活動支援セン

ターの部分

名 称 社会福祉法人愛成会

代表者 理事長 井上 庸一

所在地 東京都中野区中野五丁目26番18号

3 指定期間

平成31年10月1日から平成34年9月30日まで

(説明) 障害児者総合支援施設の指定管理者を指定する必要がある。